

第 33 回全国障がい者馬術大会
【スポーツ振興くじ助成事業】

実施要項
日程変更版

主催：一般社団法人 日本障がい者乗馬協会（JRAD）

本大会は障がいをもつ人に限らず、種目によっては健常者でも参加できる大会となります。

1. 期日 2025 年 11 月 6 日（木）～11 月 9 日（日）
2. 会場 JRA 馬事公苑
 〒158-0098
 東京都世田谷区上用賀 2-1-1
3. 日程並びに競技種目及び実施課目
 11 月 6 日（木） 午後
 入厩・馬場開放
 第 1-1 競技 コンソレーション競技（ジムカーナのみ）
 11 月 7 日（金）
 入厩・馬場開放
 第 1-2 競技 コンソレーション競技（ジムカーナのみ）
 11 月 8 日（土）
 第 2 競技 ジムカーナ競技（常歩・速歩・駈歩班）
 第 3 競技 スペシャル競技（A・B・C）
 第 4 競技 JEF 第 1 課目・第 2 課目 A・第 2 課目 B・第 3 課目 A・FEI パラ馬術課目
 11 月 9 日（日）
 第 5 競技 ジムカーナ競技（常歩・速歩・駈歩班）
 第 6 競技 スペシャル競技（A・B・C）
 第 7 競技 JEF 第 1 課目・第 2 課目 A・第 2 課目 B・第 3 課目 A・FEI パラ馬術課目
4. 出場順
 1) 第 1～7 競技の出場順は、主催者で決定する。
5. 参加資格
 1) 第 2 競技・第 5 競技の駈歩班、第 4 競技・第 7 競技のみ健常者の出場を可とする。

6. 参加条件

- 1) 全ての競技において、乗馬に適した馬装・服装にて出場を義務付ける。
- 2) 安全面を配慮し、ボディプロテクターの着用を推奨する。
- 3) 会場で騎乗する場合は、選手に関わらず全員三点式固定ヘルメットの着用を義務付ける。

7. 競技会規程

- 1) 全ての競技種目において、主催者が定めるルールを適用し、打合せ会にて公表を行なう。
- 2) 第2競技・第5競技は課目によって JEF 規程・パラ馬術規程を適用するが、補助道具の使用や鞭の使用は可とし、そしてパラ馬術課目については下乗りの制限は適用しない。

8. 申込

- 1) 参加申込書は日本障がい者乗馬協会のお知らせページにある「参加申込書」をダウンロードとして提出下さい。
JRAD ホームページ <https://jrad.jp>
参加申込書は 2025 年 9 月 30 日（火）までに E-mail にて申し込み下さい。
尚、期日を過ぎた後の受付は一切致しません。
E-mail : info@jrad.jp
- 2) JRAD が用意する馬匹で出場を希望なさるかた（借馬）は、JRAD の借馬の状況によっては出場が出来ない場合がありますので、ご承知下さい。
- 3) 参加申込書の段階で、参加選手の写真を広報ツール（ウェブサイト・Instagram・取材要望先）で活用します。活用が難しい場合はその旨を事務局にお願いします。
- 4) 馬匹を入厩される団体につきましては、入厩届を合わせて提出下さい。
入厩は JRA 馬事公苑の入厩条件に沿った馬のみ入厩可能です。
入厩届は 9 月 30 日（火）迄に参加申込書と共に提出下さい。

9. 参加料

- | | | |
|-------------|--|----------|
| 1) 選手参加料 | JRAD 会員団体出場者／1 人馬・1 競技 | 4,000 円 |
| | JRAD 会員団体以外出場者／1 人馬・1 競技 | 8,000 円 |
| 2) 馬匹参加料 | 10,000 円／1 頭 | |
| 3) 借馬料 | JRAD 会員団体出場者／1 鞍 | 10,000 円 |
| | JRAD 会員団体以外出場者／1 鞍 | 20,000 円 |
| 4) 追加等 | 打合せ会及び当日のエントリー追加・変更は 1 件につき、通常の参加費用とは別に 1,000 円を追加徴収します。 | |
| 5) 振込 | 参加申込と共にお振込みをお願い致します。
みずほ銀行 虎ノ門支店 普通 4428208
一般社団法人日本障がい者乗馬協会 | |
| | ※参加料の納入は、銀行振込のみとし、振込以外は受け付けません。 | |
| | ※一度納入した参加料は、競技に出場しない場合でも返却しません。 | |
| | 但し、主催者側の都合により競技を取りやめた場合はこの限りでない。 | |
| 6) 参加料の入金は、 | 2025 年 9 月 30 日（火）までとする。 | |

1 0. 他団体への馬提供

- 1) 自馬として使用し、尚且つ他団体へ貸し馬をする場合は、他団体への貸し馬費用として JRAD から 1 鞍につき 10,000 円をお支払い致します。
- 2) 自馬では使用せず、他団体へ貸し馬をする目的だけに入厩させた馬匹の場合は、JRAD から 1 頭あたり 2 日間で 100,000 円をお支払い致します。
但し、2 日間使用することが前提となります。
入厩・貸し馬希望の団体は、2025 年 9 月 30 日（火）までに
info@jrad.jp まで入厩届けと共にメールをお願い致します。

1 1. 宿泊

- 1) 選手および選手関係者の宿泊については、馬の管理を目的とすることに限り、1 頭に付き 2 名まで J R A 馬事公苑内のオペレーションセンターを利用できます。利用時は基本的に相部屋となります。
利用申請届を 9 月 30 日（火）までに JRAD 事務局 info@jrad.jp に提出下さい。
利用者には、1 人当たり 1,705 円（税込み）を負担頂きます。
利用料については後日請求書を参加団体宛に送付致します。
- 2) その他のかたの宿泊は各自で手配をお願いします。

1 2. 参加馬の入厩および退厩

- 1) 滞在できる期間は、2025 年 11 月 6 日（木）13 時～11 月 9 日（日）とする。
- 2) 入厩時間は、2025 年 11 月 6 日（木）・7 日（金）共に、13 時 00 分～17 時 00 分とする。
- 3) 入厩後、健康手帳を大会本部に速やかに提出をし、防疫面等の内容確認が終わった馬匹のみ馬房からの出すことが可能となります。
内容確認終了まで 1 時間程度はかかる見込みです。
※内容確認：本部→大会獣医→JRA 獣医

1 3. クラシフィケーション

- 1) 本大会時に、パラ馬術競技者としての国内パラクラシフィケーションを希望なさるかたは 2025 年 9 月 30 日（火）までに、info@jrad.jp にご連絡下さい。
- 2) クラシフィケーション実施日等は、その後調整の上、決定します。

1 4. 打合せ会

- 1) 2025 年 11 月 7 日（金）17 時より大会会場内会議室にて行なう。

1 5. 開会式

- 1) 2025 年 11 月 8 日（土）9 時より実施予定です。場所は追って案内します。

1 6. 表彰式

- 1) 2025 年 11 月 8 日（土）18 時より大会会場内で実施します。
- 2) 11 月 9 日（日）については別途案内します。

17. 馬糧・敷料

- 1) 馬糧は、各自が持参し、退厩の際は全て持ち帰ること。
- 2) 敷料は、木材チップのみとし、実行委員会が手配する。

18. 馬の防疫

- 1) J R A馬事公苑の入厩条件に合致した馬のみが入厩可能となります。
- 2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前1週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- 3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- 4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3ヶ月)の馬匹は出場できない。
- 5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。
また、入厩を申請した全ての馬匹について適用し、入厩申請をしていない馬匹は入厩を認めず、馬匹変更の対象とならない。

19. 表彰対象

- 1) 第1競技は表彰対象外となります。
- 2) 第2・第5競技のジムカーナにおいては、常歩・速歩・駢歩班ごとに、そして身体・知的・健全者に分け表彰します。
- 3) 第3・第6競技のスペシャルにおいては、身体・知的ごとに、そしてリーダーあり・リーダー無しに分け表彰します。
- 4) 第7競技は課目ごとに表彰します。
- 5) 第2競技～第7競技は10位迄を表彰対象とします。

20. 技術向上の為にイベント

- 1) 大会期間中、技術向上を目的としたイベント等を予定しております。

21. その他

- 1) 場内で、主催者が競技に差し障りない場所を選定し、報道関係者等による写真、ビデオ撮影を行なう。
- 2) 選手は、なんらかの傷害保険に加入していること。
- 3) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが主催者はその責を負わない。
- 5) 一般観覧者に対して事故のない様に十分の注意を払うこと。
- 6) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のない様に細心の注意を払うこと。
- 7) 厩舎地区およびその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- 8) 厩舎地区およびその周辺は火器厳禁とし、喫煙は会場が定める指定の場所のみとする。
- 9) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは書く団体で持ち帰ること。
- 10) 一般車及び馬運車は基本的には指定の駐車場を利用すること。
- 11) 主催者からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- 12) J R A馬事公苑の使用心得、入厩規程を熟読し、厳守すること。